

平成28年度第2回門真市障害者地域協議会一会議録

開催日時：平成29年2月7日(火)午後2時

開催場所：門真市保健福祉センター4階会議室2・3

■会議次第

1 開会

2 議題

- (1) 委員の紹介
- (2) 門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業の経過について
- (3) 門真市障害者地域協議会各部会の取組みについて
- (4) 門真市障害者地域協議会部会における相談専門部会の取組みについて
- (5) 「重度障害者訪問看護利用料助成事業」の拡充について
- (6) その他

3 閉会

■配布資料

<事前配布>

協議会次第

協議会委員名簿

資料1 門真地域生活支援拠点の建設及び運営事業について

資料2-1 門真市障害者地域協議会のネットワーク再編成図

資料2-2 平成28年度門真市障害者地域協議会、部会開催実績

資料3 門真市障害者地域協議会部会における相談専門部会の取組みについて

資料4 「重度障害者訪問看護利用料助成事業」の拡充について

<当日配布>

協議会委員名簿

座席表

門真市情報公開条例（抜粋）

審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

門真市附属機関に関する条例（抜粋）

門真市附属機関に関する条例施行規則（抜粋）

門真市第3次障がい者計画冊子

門真市第4期障がい福祉計画冊子

■出席者

委員：小寺委員、香西委員、阪口委員、藤江委員、古友委員、脊戸委員、郡司委員、野志委員、
中井委員、東野委員、松田委員、宮口委員

事務局：保健福祉部障がい福祉課 北倉課長、東谷課長補佐、池尻課長補佐、奥谷主任、池田美主査、池田倫主査

傍聴者：1名

■会議内容

事務局： 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

ただ今から、平成28年度第2回門真市障害者地域協議会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を担当させていただきます障がい福祉課主任の奥谷と申します。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

失礼して、座って司会進行させていただきます。

会議の公開につきましては、本協議会において、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、原則公開の承認をいただいておりますので、公開といたします。

なお、本協議会での会議録につきましては、「門真市情報公開条例」の第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分に配慮した上、全文筆記で作成いたします。また、この会議録は不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。

各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。

また、本協議会での会議録につきましては、「審議会等の会議の公開に関する指針」第7条に基づき、協議会終了後、2週間以内に作成いたします。

それでは、早速会議に入らせていただきます。

事務局： ここで委員の出席状況について事務局より報告させていただきます。

事務局： 本日の出席委員は、15名中、12名でございます。

門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上が出席していただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

事務局： 次に、本日の会議資料等についてご確認をお願いします。

本日配布させて頂いております資料は、

- ・協議会委員名簿
- ・座席表
- ・門真市情報公開条例(抜粋)
- ・審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)
- ・門真市附属機関に関する条例(抜粋)
- ・門真市附属機関に関する条例施行規則(抜粋)
- ・門真市第3次障がい者計画冊子
- ・門真市第4期障がい福祉計画冊子

各計画の冊子につきましては、すでにお渡ししているものですので、会議中の参考資料としてご使用になり、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

なお、新たに委員になられた方につきましては、お持ち帰り頂くようお願いいたします。

次に事前に郵送しております資料は、

- ・協議会次第
- ・協議会委員名簿
- ・資料1 門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業について
- ・資料2-1 門真市障害者地域協議会のネットワーク再編成図
- ・資料2-2 平成28年度門真市障害者地域協議会、部会開催実績
- ・資料3 門真市障害者地域協議会部会における相談専門部会の取組みについて
- ・資料4 「重度障害者訪問看護利用料助成事業」の拡充について

でございます。不足等ありましたら、お知らせください。

事務局： それでは、議題①、委員の紹介にまいります。

本日は平成28年度第2回目の会議でございますが、新たに委嘱させていただきました委員もおられますので、委員名簿の順にご紹介をさせていただきます。

種智院大学 教授で、本協議会会長の

小寺 鐵也（こてら てつや）様

門真市医師会 理事

香西 孝純（こうざい たかすみ）様

大阪府守口保健所 地域保健課長

阪口 浩二（さかぐち こうじ）様

門真市社会福祉協議会 課長

藤江 冬人（ふじえ ふゆと）様

門真市民生委員児童委員協議会 副会長

古友 繁一（ふるとも しげかず）様

門真市障がい者相談支援事業所 あん 所長

脊戸 京子（せと きょうこ）様

大阪府立守口支援学校 校長

郡司 弘子（ぐんじ ひろこ）様

門真公共職業安定所 統括職業指導官

野志 秀憲（のし ひでのり）様

門真市身体障害者福祉会 会長で本協議会副会長の

中井 悌治（なかい ていじ）様

門真市手をつなぐ育成会 理事長

東野 弓子（ひがしの ゆみこ）様

門真クラブ・合同スタッフ会議 代表

松田 琴美（まつだ ことみ）様

門真市福祉事務所長

宮口 康弘（みやぐち やすひろ）でございます。

ありがとうございました。

なお、門真市障がい福祉を考える会 代表、福田 章男(ふくだ あきお)様
晋栄福祉会 総合施設長、岡村 美範(おかむら よしのり)様
大阪府中央子ども家庭センター 総務企画課 総括主査、松村 由貴(まつむら ゆき)様
は、欠席でございます。

事務局： 次に事務局職員の紹介をいたします。
障がい福祉課長の北倉でございます。
同じく課長補佐の東谷でございます。
同じく課長補佐の池尻でございます。
同じく主査の池田でございます。
よろしく願いいたします。

事務局： それでは、この後の審議につきましては、会長に議事進行を宜しくお願い致します。

会 長： それでは、議事に入ります。

議題②、門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業の経過について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 東谷でございます。

それでは、私より、議題②、門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業の経過についてご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

この事業につきましては、前回及び前々回の本協議会でも、ご説明させていただいたところでございますが、昨年8月に門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業者が決定いたしましたので、事業の進捗状況及び事業開始までのスケジュールにつきまして、ご説明させていただきます。

まず、1番の事業概要につきましては、障がい者等の高齢化・重度化や「親亡き後(あと)」を見据えまして、障がい者等やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるように、グループホーム、短期入所、相談支援など、居住支援のための機能を一つの拠点に集約する多機能拠点整備型の地域生活支援拠点の整備を図るものでございます。

整備にあたりましては、公募にて選定された事業者に本市が保有する土地を有償貸与しまして、事業所と協働して施設設計した後、民設民営方式による施設の建設及び事業運営を行うこととしております。

次に2番、この事業の必須事業項目でございますが、本市は北河内7市の中でもグループホームや短期入所等の社会資源が非常に少ないことから、重症心身障がいや強度行動障がいがある障がい者等も利用が可能な短期入所を6床以上、グループホームと合わせて、計20床設置することとする他、障がい者及び障がい児の相談支援を行うこと、障がい者虐待相談等、緊急時における平日夜間と祝休日対応を行うこと、その他、付加機能につきましては、本協議会や本協議会の下部組織でありますサブ協議会等での意見も踏まえまして、本市と事業者との間で、協議を行っていくこととしております。

次に、3番の事業開始までのスケジュールでございますが、この事業の応募申請につきましては、1事業者から申請があり、28年8月19日に事業者選定委員会を開催、地域生活支援拠点の建設及び運営事業者を決定いたしました。当該事業者には8月29日に審査結果を通知し、10月14日に本市との間に「覚書」を締結しております。

今後は、本年8月に予定されております国の補助金の内示が出ましたら、建設工事に着工し、30年4月1日からの事業運営開始を予定しております。

次に、4番の事業者選定についてでございます。先ほどの3番の事業開始までのスケジュール中にもありましたが、地域生活支援拠点の建設及び運営事業者は「事業者選定委員会」にて審査を行い、決定いたしました。

審査方法につきましては、学識経験者、福祉団体を代表する者、当該拠点の管理運営について専門的な知識を有する者、関係行政機関の職員、本市の職員の5名の委員が、「法人の概要・実績・安定性」・「門真市地域生活支援拠点の建設・運営コンセプト」・「安全・衛生・健康管理」といった項目について、書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、選考基準点を超える得点を獲得した社会福祉法人 門真共生福祉会さんを地域生活支援拠点の建設及び運営事業者として決定いたしました。

尚、選定結果及び選定委員会会議録につきましては、本市のホームページ及び情報コーナーにて現在も公開をしております。

最後に、5番の地域生活支援拠点に求める付加機能に関する検討でございます。

28年9月に行われましたサブ協議会では、

- ・一般就労及び福祉就労の後、また勤務のない日の日中活動の場（居場所作りの場）として提供して欲しい。
- ・グループホームの入居待ちが多いので、入居期間は有限化して、利用者を循環させて欲しい。
- ・施設退所後の住まいにして欲しい。
- ・1人暮らしのための練習の場として活用して欲しい。
- ・地域住民向けに障がい福祉に関する勉強会を開催して欲しい。
- ・送迎体制をきちんと組んでもらえれば利用しやすい。
- ・自立していくための相談の場、集いの場として障がい児者の支援者とのつながりが作れるような場所になって欲しい。

などといった意見が出ておまして、

地域生活支援拠点の建設及び運営事業者となりました門真共生福祉会さんからは、地域生活支援拠点に福祉避難所としての機能を持たせたいとの提案をいただいております。

地域生活支援拠点の付加機能につきましては、今後も引き続き、本協議会の下部組織でありますサブ協議会等において、本市の実情に応じた検討を行い、本協議会でのご意見も踏まえまして、門真共生福祉会さんと協議をし、決定していきたいと考えております。

門真市地域生活支援拠点の建設及び運営事業の経過についての説明は、以上でございます。

会長： ありがとうございます。ただいまの説明につきまして委員の皆様、何かご意見、ご質問ございませんでしょうか。

K 委員： ただいま説明がありました、賃貸契約ですね。この事業者の決定したのが門真共生福祉会ですね。理事長はどなたですか？わかりますか？

事務局： 小川理事長です。

K 委員： 以前にも、いわゆる市の賃貸事業が何年前前にありましたが、土地の賃貸料としてはどういう設計になっているんですか？

事務局： 土地の鑑定を鑑定士の方に2社お願いしまして、そちらのほうで出された金額について不動産評価委員会の方で決定しまして、そちらが賃料となります。

K 委員： いくらぐらいになりますか？

事務局： まだ土地の鑑定のほうが来年度になりますので、まだ鑑定の方が行われていませんので、賃料は確定していません。

K 委員： 本当は、逆ですね。条件、いわゆる売買物件にしても賃貸物件にしても、事業者を選定するまえに一応物件の条件として提示するのが先だと。順位的には。借り手が決まって、それから鑑定士も大体前回と同じような鑑定をするのではないかと思うんですけども、例えば、いわゆる今回1社だけですけれども賃料が提示されていない。後で鑑定して、賃料が後で出てきて、その賃料が業者が想定している賃料より意外と高い数字が出たとなった場合には、やっぱり事業ですから採算ということの計算を当然されるでしょうし、この賃料では私のところではできませんという、これはもしもの話ですよ。そんなことはあり得ないと思いますが、起こりうる可能性があります。本当言ったら、こういう不動産の売買・賃貸に関しては、条件が先に決まってから応募者を決定するというのが常道だという風に思うんですけども。ここら辺は役所だから通るんでしょうが、役所以外には通りませんね。そこら辺については、何か事前に協議されたのですか？

事務局： 事業者との協議ということでしょうか？

K 委員： いやいや、結果からみると、事業者を先に決めて条件の設定という順序になっているけれども、本来それは逆だと。まず条件を設定して、それから事業者を募集するというのがこういう不動産を扱う場合のケースでは常道だということです。

事務局： 土地の賃料というのが工事の着工日から発生するというので、期間が空いておりますので、その期間の土地の価格の変動などがありますので、その期間に合わせて土地の評価を行うこととしております。

K 委員： 今回はそういう計算で決められているようですけども、従来民間として不動産の賃貸業を営む場合はそういうことはまずあり得ない。いくらいくらでお貸しをします、借り手はありますか？借り手が決まればいつから工事に入りますか？とか。これは完全に逆だということ

とです。だから事前にそれとなく内定するべき計算がされておったのではないか？賃料の提示も何もないのに借り手が決定するのはまずおかしいということです。

事務局： 前回の協議会でも説明させていただいたと思うのですが、賃料は工事着工から発生しますが、なるべく工事着工の直近の土地の価値で価格を決めなければいけないということで、現段階では賃料は決定しては無いのですが、この事業を応募させてもらった時に、賃料がいくらかなのかと質問が出るかと思ったのですが質問が出なかったのですが、もし質問が出ましたら、不動産鑑定は行ってないのですが参考価格として、行政財産使用料として、大体月14万円という金額が出ていますので、その額をお答えするつもりでしたが質問がでなかったですので、それは公表してないのですが、選定されました門真共生福祉会さんには事後に参考価格として、行政財産使用料で月14万円という価格の話をさせていただいています。

K 委員： それを早く言ってもらえればよかった。何も数字が出ていない段階で、契約すること自体がありえない。民間ではね。けども、大体の目標、金額がどこかで話として出ていて、内定までとはいかなくてもそれを基準として検討されているんだろうなと思ったんですけども。内々に双方が話をして内定されたんだろうな。今の話を聞けば。いきなり何の話もないのに賃貸借契約が成立するのかな？と不思議に思ったんですけども。けれどもこれからは公有地を遊ばせておくのはもったいないから、賃貸借契約をしようかというケースが出てくるかと思うんですけども、役所だからこのようなことが通用するんですけども、本来、民衆の取引でそのような話が成立する訳がない。そのようなことは今後のためにも覚えてもらいたいと思います。

会 長： 他、ございませんでしょうか？

L 委員： 補助金を申請をされているということで、もし補助金がだめだったらこの事業はどうなりますか？

事務局： その場合は、本市と事業者で協議を行いまして、今後どのようにしていくかということを決めていくこととなります。

L 委員： その時点で協議をされるということでいいのでしょうか？

事務局： はい。

L 委員： ありがとうございます。

会 長： 他、ございませんでしょうか？

会 長： 私のほうから質問しますが、付加機能に関して検討されていてここで何例か出ていますが、かなり内容的には大事なところが出てきているかと思うんですが、こういうことをもしも実

現しようと思えば予算が絡むということになりますと、そのあたりは国庫補助を追加していくこともできませんから市が何とかしないといけないと思うのですが、そのあたりも含めて検討されているのか？そのあたりをお聞きしたいのですけれども。

事務局： 地域生活支援拠点は民設民営ということで、付加機能につきましては事業者の方で要望として検討していただいて、入れていけるかどうか話をするということになります。

会 長： たとえばね、一番目の一般就労や福祉就労の後、土曜や日曜や時間外とかそういうところでの行き場のない障がい者の方が行き場所があればいいなということはかなり大事な部分ではあると思いますが、そういうところを事業化しようと思えば、既存の事業ではないですね。サービスメニューにはない。そうすると、市が単独で作っていかうかなということになるのかなと思うんですが、そのあたりも含めて検討はされていくということなんでしょうか？

事務局： 市単独ではちょっと難しいと思っておりますが、費用の発生する部分につきましては、早めに門真共生福祉会さんとは協議をさせていただきたいと思っておりますが、決定事項ではありませんので、決定次第、門真共生福祉会さんと協議しまして、できることとできないこともあると思いますので、できることはやっていきたいと思っております。

会 長： はい、ありがとうございます。他、ございませんでしょうか？

L 委員： 今の先生の追加で、市で予算を持たないといけないと考えるのは、緊急時対応に空きベットなどを持っておかないと地域生活支援拠点としての機能が難しくなるのではないかと思います。他市で地域生活支援拠点をやられているところを見聞きますと、もともと市が2床ほどの予算を持って、緊急対応ということで事業者さんにお金を出していて、確保していることを聞きます。門真市の中でも緊急対応が出てくるのではないかと思いますので、そういうところに予算は必要ではないかと思いますので、ご検討いただければと思います。

会 長： せっかく、地域生活支援拠点を作るのですから、内容的にも充実したものになって欲しいと思いますので、市の方もご準備をどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

会 長： 他に、何かございませんでしょうか。

なければ次の議題に移りたいと思ひます。

議題③、門真市障害者地域協議会各部会の取組みについて、事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 池尻でございます。

それでは、私より、議題③、門真市障害者地域協議会各部会の取組みについてご説明させていただきます。

資料は、2-1及び2-2になります。

27年度と前回のそれぞれの本協議会で、本協議会の下部組織である、部会の構成・会議目

的・活動内容及び今後の課題等についてご報告し、委員の皆様のご意見を踏まえ部会の再編成をいたしました。

資料2-1をご覧ください。

28年度からは、門真市障害者地域協議会のネットワーク再編成図にある部会の構成により、会議を行っております。

今回は、28年度の各部会の活動報告を私からいたしますとともに、その中から特に、相談専門部会でのこれまでの取り組みと今年度の取り組みを事務局である基幹相談支援センターえーるの西川氏より、それぞれ報告させていただきます。

資料2-2をご覧ください。

表の上から、本協議会、以下、下部組織であるサブ協議会、相談専門部会、地域移行専門部会、児童専門部会、精神保健専門部会、就労専門部会、障がい専門部会の順に記載しております。

まず、資料の訂正があります。

表の上から2番目、サブ協議会の参画機関の上から3番目に記載しております「生活保護課」は、正しくは「保護課」ですので訂正をいたします。

それでは順に、今年度の活動内容と今後の取組み等につきまして、報告いたします。

表の一番上、本協議会につきましては、会議目的として障がい福祉を推進するための調査・審議等を行っており、今年度の会議のテーマにつきましては2回の本協議会で取り上げました議題を記載しております。

また、本協議会の今後の取組みにつきましては事務局として、

- ① 障がい者施策および障がい者計画・障がい福祉計画について、本協議会委員所属の各方面からの意見を広く聴取し、障がい者施策および計画策定に反映するとともに、承認を得る。
- ② 各部会の目的に基づく検討事項・決定内容をもとに、本協議会でもご検討いただけるようサブ協議会から問題提起及び提案する仕組みを充実させる。

このことを主に進めてまいります。

次に、その下のサブ協議会でございますが、この会議は本協議会の実務者会議にあたる会議となっており、今年度も各部会から会議テーマを募集し、その中で取り上げる必要性の高いものから検討・研修等を実施してまいりました。

今年度の活動内容の主なものとしましては、

7月には、障がい福祉サービスを利用する際に必ず作成する必要がある、サービス等利用計画（いわゆるケアプラン）の作成状況とその役割や課題について、サービス等利用計画を推進する相談専門部会から現状についての報告を受け、今後、さらにサービス等利用計画の作成を推進していく際の課題を出し、この計画が障がいのある方の生活をより良いものにしていくための計画となるよう、学習・検討を行いました。

9月には、議題②で取り上げました、30年度に開設予定の門真市地域生活支援拠点について、グループホームと短期入所サービス以外の付加機能をどのように考えるか？何が必要と想定されるか？をテーマに障がい者を支援しているそれぞれの部会の立場から意見を聴取し、先ほどご報告いたしましたとおり、今後地域生活支援拠点を整備していく上での参考意見として取りまとめました。

そのほか、11月には、門真市での大規模災害も含めた防災対策の現状について、危機管理

課を招いて学ぶとともに、災害時の障がい者支援をどのように考えるか？それぞれの部会の立場からどのように日頃からの対策を講じておくべきか？についての意見交換や検討をするとともに、福祉避難所について、またその機能についても学ぶ機会としました。

今年1月には、社会福祉協議会および保護課から、門真市の生活困窮者への自立支援と生活保護受給者への就労支援の現状や生活保護制度に関する知識を学ぶとともに、それぞれの制度を踏まえて、障がい者の自立に向けた支援へどのように生かした支援をしていくか？など、意見交換や検討をしました。

また、今月の会議では、障がいのある方が65歳に到達された際に、介護保険へいかにスムーズにつながることができるか？高齢福祉課を招いて介護保険と障がい福祉サービスの違いや、引き継ぎを行う際に問題となる点、29年度から始まる新総合事業の内容の学習などを踏まえ、介護保険との連携強化について検討を行います。また、3月には、学校教育課や支援学校での合理的配慮をテーマに合理的配慮の現状についての情報共有や課題の共有を図る、また児童・生徒への支援について事例を交えた検討を行う予定となっております。

次に、資料2-2の2枚目の相談専門部会につきましては、後ほど、事務局である基幹相談支援センターえーるの西川氏より報告させていただきますので、続きまして資料2-2の3枚目をご覧ください。

地域移行専門部会は、門真市独自の会議と守口市と門真市の共同で実施する2つの会議で構成しています。

1つめの門真市独自の地域移行地域定着支援会議では、関係機関との連携の強化、情報の共有・交換、地域で活用できる社会資源の洗い出し、各種制度や事業の理解を深めることをテーマに実施しました。今後は、引き続き、地域の関係機関の連携の強化と情報共有・情報交換に努めるとともに、障がいのある方が地域で生活を続けていく上で必要な社会資源を検討する会議として位置づけ、当事者団体の参画の在り方につきましても、検討していく予定となっております。

2つめの守口市と門真市の共同で開催しております守口・門真地域移行ワーキングでは、大阪府が実施する府内の精神科病院での在院患者調査の結果から、病院を退院して地域で生活していくことが可能な障がい者の掘り起こしや地域で生活可能なケースの検討を行っております。現在のところ、地域で生活可能な退院を促すケースは、絞れていない状況となっております。

今後につきましては、引き続き関係機関の連携を強化するとともに、地域の中で生活し続けるために必要な社会資源等を検討し、地域の受け皿づくりに努める予定にしております。続きまして、その下の児童専門部会では、門真独自の児童専門会議と、守口支援学校が実施する守口・門真支援教育推進連携会議の2つの会議で構成しています。

1つめの門真市独自の児童専門会議では、活動内容として、18歳までの障がいのあるお子さんの情報を引き継ぐための「発達の記録シート」について検討したほか、就学後に支援が必要な児童への支援についての検討、また、事例検討や「発達障がい児の支援について」の研修を実施する予定にしております。

事例検討のスーパーヴァイザー及び研修講師につきましては、大阪府発達障がい者地域支援マネージャー事業を利用し、大阪府発達障がい者支援センターアクトおおさかからの派遣を受ける予定となっております。

今後は、引き続き障がい児支援の充実に向けて、関係機関の連携強化のほか、平成28年度より開始しました発達の記録シートの試行的運用について課題を整理し、さらに円滑な運用などについて進めていく予定にしております。

2つめの、守口・門真支援教育推進連携会議では、障害者差別解消法の合理的配慮をテーマに、守口支援学校や各関係諸機関での合理的配慮の提供の取り組み状況の報告し、サービス等利用計画については、支援学校卒業時の学校から地域への移行時期での学校の取り組みや就労に関する合理的配慮の事例についても検討しております。

今後につきましては、引き続き、支援教育や障がい福祉施策の動向に応じた地域関係機関の連携の強化、業務内容の情報交換や協議などを行う予定にしております。

続きまして、資料2-2の4枚目をご覧ください。

一番上の精神保健専門部会では、精神障がいのある当事者も含めた会議と当事者以外のスタッフのみで構成する会議の2つの会議で構成しております。

活動内容としましては、これまでと同様に、門真市社会福祉協議会主催の精神障がい者の理解促進事業等を共催で実施し、精神疾患に関する理解を広め、精神障がいのある当事者同士の交流を図ること、また、当事者の声を聞き、問題解決に向けて活動すること、外出レクや施設間での交流イベントを開催し、精神障がいのある当事者が社会参加できるよう支援を実施するなどの活動を行いました。

今後につきましては、精神障がいのある当事者が中心となる活動をより活発にしていくために、サブ協議会への参加や研修会などの企画に当事者が取り組んでいくこと、また、就労移行や就労継続A型の就労訓練サービスの増加やデイケアの減少など、当事者の活動場所の変化に伴い、社会資源を知り発信できるツールを考える取り組みなどを予定しております。

次にその下の就労専門部会では、これまでと同様に、門真市役所・守口市役所で実施する庁舎実習や、28年度は新たな就労支援の課題を話し合うため、就労移行支援事業所連絡会や就労継続支援A型事業所連絡会の開催について検討を進める就労部会と障がい者の就労について理解啓発を行うエルフェスタ in 北河内西実行委員会で構成しております。

今後も引き続き就労に関する課題の検討と、障がい者の就労に関する理解啓発に努めていく予定にしております。

次にその下の障がい専門部会では、障害者優先調達推進法に基づく市の優先調達推進への協力や地域生活支援拠点の整備に関する意見交換、自主製品の展示販売を中心とする門真市保健福祉センター1Fのふれあいコーナーの運営についての企画・検討、などを実施しております。

今後につきましては、サービス等利用計画と事業所の個別支援計画が連動した、障がい者に対してより良い支援ができるよう、スキルアップを図る取り組みを行う予定にしております。門真市障害者地域協議会各部会の取組みについての説明は、以上でございます。

各委員から各部会の取組内容、今後の会議実施予定等につきまして、ご意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

会 長： ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、委員の皆様、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

I 委員： 今回の資料最後のページの仮称のところ、一番下に出ています、障がい者差別解消専門部

会が未定になっていますが、そのあたりのことについてどのような計画になっているか教えていただけたらと思います。

事務局： ご説明いたします。部会の再編成の際に、障害者差別解消法の施行に伴って、差別解消専門部会を設置する予定とご説明させていただきました。どういう機関で構成するか、どういう規模で実施するかということも今後検討ということでご説明しておりましたが、まだ、委員の選定までも実施できていない状況です。現在進んでいない状況です。

I 委員： 29年度ぐらいからは始められるような感じで進めていらっしゃるのでしょうか？

事務局： 今年度中は難しいと考えておりますので、来年度取り組めていけたらと思っております。

会 長： この件に関して昨年4月から施行されておりますが、市の窓口にも来られ、対応要領等で対応されていると思いますが、そのあたりの事案というものはあるのかなのか、あればどういった対応されているのかお聞きしたいと思います。

事務局： 市のほうでは、相談窓口としまして、人事課・障がい福祉課・人権女性政策課を設けております。ただ市のことに関する色々な相談がございますので、それは担当課それぞれがまずはお話を聞いて対応することとしておりますが、それで解決が難しい場合は、人事課・人権女性政策課・障がい福祉課も協力して解決するという形になっております。既存の相談窓口を活用することになっておりますので、相談窓口としては、人権女性政策課が持っている相談窓口を活用することが主になるかと考えておりますが、現在のところ、28年度に相談があったケースが合計6件ございます。その中で、合理的配慮の提供としての相談と受けさせていただいた事例が2ケースございまして、障がい者のご家族・支援者から4月から6月の間にご相談をいただいております。これは危機管理課にご相談がありまして、危機管理課では、避難行動要支援者名簿の掲載者については、可能な限りで安否確認を行うとしておりますが、必ず安否確認を行うことを約束することは出来かねる旨をご説明させていただき、この説明については一定の理解が得られたということになっております。その他に、身体障がい・視覚障がいのある方につきまして、災害時に避難所まで連れて行って欲しいとのご相談が危機管理課の方にごございました。これにつきましても、職員数に限りがあり出来かねる旨のご説明をしたという対応になっておりまして、この説明につきましても一定の理解が得られたということになっております。その他に、色々な障がい者の方に関するご相談が4件ほどありましたけれども、それぞれにつきましても、合理的配慮の提供ということではなく、障がい者の方の一般的なご相談として受けさせていただいております。地域活動課・障がい福祉課・人権女性政策課がそれぞれ対応し、助言を行っているという状況です。

会 長： 教育委員会は別ですか？

事務局： 教育委員会は、現在のところ平成29年4月1日施行を目指して制定をしているところと聞いております。現在準備中と聞いております。

会 長： ほかにご意見・ご質問はございませんでしょうか？

Ⅰ 委員： いつも同じことを言っているかもしれませんが、知的障がい者を代表して当事者団体として活動しておりますので、なかなか当事者がこの協議会で暮らしに関してしっかり話し合ったださっている場が、精神保健専門部会に関しては7番目でも障がいをお持ちの方が生活しやすい地域づくりになるため、市内の事業所や医療機関・専門機関が協議を行って検討していますと書いてくださっていますが、障がい専門部会においては、事業所さんの課題を話し合われているだけで、当事者の暮らしについてがどこにもないというのがあいまい、ずっとお話させていただいていると思うんです。そこで、ずっと当事者を抜いてお話ししないでくださいということで、サブ協議会にも、障がい専門部会にも、児童専門部会にも当事者をきちっと委員として配置をして協議をしてくださいといつもお願いをしています。やはり今回もこのような案件で話しをしてくださっていることがちょっと、何も私たちの暮らしについてのものが、精神障がいの方は書かれているけれども、何もないところにいかななものかと非常に残念に思っています。

それから、発達の記録シートも、作る段階では意見を求められました。こんな風に出来上がったのでこんな風に使いますという、出来上がったものを残念ながら当会には頂けておりませんので、出来ているのだったらこの委員さんにも皆さんにも配って、どんなふうにするのかも皆さんと共有したいと思います。

児童のところにももう少し、ここも当事者の意見がなかなか反映されていないところかなと感じているところで、しっかり私たちの暮らしを聞いて実践していただけるような協議をしてほしいと思います。以上です。

会 長： 当事者さんの意見を聞くということ、前々回かな、少し市の方でも部会の再編成を考える際には配慮して欲しいということで、一部地域移行部会で障がい者の方の参加を考えているということですが、これ以外に考えているところはありますか？

事務局： これまでの部会の再編成を検討する中で意見を各部会と交わしました中では、相談専門部会が、サービス等利用計画を作成しましたり、障がい者の相談に対応する委託相談支援事業所ですとか基幹相談支援事業所が入っておりますので、こちらの方が障がいの方の生活についての日々の相談に乗っているところになっております。この部会が当事者の方の日頃困っている点、改善して欲しい点、こんなものがあつたらいいというような希望を聞く場になりますので、実際、団体の方からのご意見もお聞きしてそこで意見を集約するということを考えておりますのと、差別解消法の中の差別解消専門部会で、障がい者の差別に当たらないような配慮をどのように行っていくかということも含めまして、人権的な観点からも生活しやすい仕組み作りを検討できないかと、こちらとしましては考えておりました。今、ご意見にございますように、実際まだ団体の方から直接ご意見を聞けていない状況ですので、ご意見をいただきながらどういうところにご参加いただくかということも改めて検討したいと思っております。

先ほどありました発達の記録シートですけれども、今まだ試行段階でありまして、確実にこれを実施していくという状況ではないと聞いております。ですから、部会のほうにはご意

見があったことをお伝えしておきますけれども、お知らせできる時期が来ましたらお伝えします。

会 長： ほか、ございませんでしょうか？

よろしいでしょうか？

そうでしたら、次の議題にうつりたいと思います。

議題④、門真市障害者地域協議会部会における相談専門部会の取組みについて、ご説明よろしくお願いたします。

K 委員： すみません。今の説明の中でえーるさんからの説明がなかったかと思います。

えーる： はい、今から報告させていただきます。プロジェクターが立ち上がるまで少々お時間を頂きます。

議題④門真市障害者地域協議会部会における相談専門部会の取組みについて、門真市障がい者基幹相談支援センターえーるの西川がご説明させていただきます。宜しくお願いたします。

門真市障がい者基幹相談支援センターえーるは、本協議会において相談専門部会の位置づけとなっている門真市障がい児者相談支援連絡会の事務局を担っております。今回は相談専門部会より実績報告をさせていただきます。

資料3と別紙をごらんください。この資料は門真市障がい児者相談支援連絡会が設立し、そして本協議会の専門部会に位置づけられた経緯と、これまでの取組みや平成28年度の実績をまとめております。その中から時間の関係上、これまでの取組み及び28年度の実績について報告させていただきます。

配布している資料は、A4一枚に4ページ分の資料を記載させて頂いております。資料の右下の数字がページ番号で、資料の右上に別紙と記載させて頂いているものは、別紙としてまとめさせて頂いております。

ページ番号1～16までの内容が門真市障がい児者相談支援連絡会の立ち上がるまでの経緯や、本協議会の相談専門部会に位置づけられた経緯、門真市障がい児者相談支援連絡会の開催目的、その中でも重点目的としているサービス等利用計画の説明となっております。

門真市障がい児者相談支援連絡会は、障がい児者の相談員と障がい福祉課で構成する会議であり、参加している相談員は、日々の業務の中で、サービス等利用計画の作成や利用者の相談を聞いたり、数多くの利用者のニーズや困りごとをダイレクトに聞ける立場にあります。この相談員が聞いた数多くの利用者のニーズや困りごとを集約できれば、11ページの門真市障がい児者相談支援連絡会の役割でもある⑦「地域課題の集約」⑧「ニーズの吸い上げ」をすることができます。

それらをもとに門真市の弱点や強みを明らかにし、本協議会の目的の一つでもある本当に必要な「地域の社会資源の開発及び改善」のポイントを明確にできる会議として、門真市障がい児者相談支援連絡会が本協議会の相談専門部会に位置づけられています。

資料の9ページ10ページの中にある相談支援専門員とは、サービス等利用計画の作成を行い、本人の思いや希望する生活を実現するため、障がい福祉サービスを中心としたコーディネーター、いわゆる調整役としての役割や、利用者の様々な生活上の悩みや相談に対応して

社会資源の紹介を行う役割を担います。

17 ページからは、相談支援連絡会の取り組み実績と成果をまとめており、4 ページにわたり①から⑭までの取り組み実績を記載させて頂いております。

この実績は、資料の 10 ページ、11 ページに記載した連絡会の目的①～⑧の達成のために必要な取り組みを実現してきた内容となっています。

この取り組み実績からもわかるように、サービス等利用計画を作成する相談員である相談支援専門員のスキルや情報収集力の向上、連携力の強化、さらに約 5 年前から本格的にスタートしたサービス等利用計画の周知に重点を置き取り組んでいます。

主な実績として 17 ページでは、⑤門真市ケアマネージャー連絡会と相談支援連絡会の合同研修、情報交換会の実施、⑥門真市児童発達通所支援事業所連絡会と相談支援連絡会の合同研修、情報交換会の実施、こちらの 2 つとも毎年定期的に開催しよう、という話になっています。

18 ページでは、⑦通所施設、放課後児童デイ、子ども発達支援センター、保護者、手をつなぐ育成会等へサービス等利用計画の研修会の実施、⑧ 門真市校長会、コーディネーター会、支援学校等、教育分野へサービス等利用計画の研修会の実施、19 ページでは、⑩守口・門真支援教育推進連携会議へ相談支援連絡会代表の参加があります。

障がい分野はもちろん、児童、教育、高齢と様々な分野の事業所や会議などに対して相談支援連絡会の参加機関が出張し、講義形式や、合同開催形式、グループに分かれて勉強会形式など様々な方法で、サービス等利用計画の周知と相談支援専門員の連携力強化に努めています。

加えて医療との連携も視野に入れており、19 ページの⑫「北河内の主要医療機関 2 2 機関へのサービス等利用計画のパンフレット等の送付」の取り組みを足がかりに今後の予定ではありますが、門真市医師会が発行している門真市医療・介護連携資源集という、医療と介護の病院や事業所等が記載されている 400 ページを超える社会資源集に、障がい福祉の相談支援事業所一覧の掲載を依頼し掲載が決定していることや、主に医師会が主催の門真市在宅医療推進協議会に対して、障がい福祉の相談体制等の説明を行う予定となっています。

また今後は、関西医大が中心となり関西医大と連携関係にある病院のメディカルソーシャルワーカーが参加する勉強会で、障がい福祉制度や相談体制についての勉強会の講師依頼も受けています。このように様々な機関や分野に対して、相談支援との連携強化をすすめております。

またサービス等利用計画を作成する相談員である相談支援専門員のスキル向上のため、17 ページの④に記載している事例検討会の実施もしています。これは今年度からスタートした取り組みで、これまでに計 2 回実施しています。有志により実施する事例検討会に、1 回目は門真市内の全相談支援事業所が参加し、2 回目は 1 事業所を除く残りの事業所が参加と参加率が高く、門真市の相談支援専門員の意識の高さを改めて確認できました。その他 19 ページに記載の⑪サービス等利用計画の各種パンフレットの作成、⑬の情報共有システムの構築などツールの作成等も行っています。

⑬のオンラインストレージの説明に関しては、21 ページおよび別紙 2 に記載させて頂いております。各相談支援専門員が個々に所有している社会資源集やパンフレットなどを相談員全員で共有し、訪問中など出先で個人のスマートフォンやタブレットなどで資料を確認したり、利用者へ事業所パンフレットを画像で見てもらえるシステムとなっています。

これらの取り組みにより、サービス等利用計画を作成してきた結果が、23 ページに記載している 18 歳以上の障がい者のサービス等利用計画作成の達成率となっています。

門真市の達成率は極めて優秀となっています。23 ページおよび別紙 3 をご覧ください。色のついているのが門真市です。18 歳以上の障がい者の計画作成達成率は 94.9% になっておりますが、特に門真市における計画作成の取り組みで評価すべき点は、相談支援専門員が、ほぼ全ての計画作成に携わり、障がい福祉サービスを利用する全ての障がいのある方が、気軽に相談しやすい相談体制を構築できる土台づくりを優先し進めてきたことにあります。

その成果がサービスの利用者もしくは保護者が作成するセルフプランが門真市全体で 4 件という数字に表れています。大阪府下でもサービスの受給者数が 1,000 名を超えている市町村で、セルフプランが 1 桁になっている市町村は門真市しかありません。

セルフプランとは相談支援専門員が作成する計画ではなく、利用者または保護者が作成する計画のことです。

計画作成済みの利用者のセルフプラン率をパーセンテージにした場合、門真市はセルフプラン率が 0.4%、大阪府下のセルフプラン率が 45.1% となっています。

このセルフプランの数字が少ないということは、どういうことなのか？ といいますと、門真市では障がい福祉サービスを利用される方のほとんどに、サービス等利用計画の作成を担当する相談支援専門員が配置されているということです。

大阪府下のセルフプラン率が 45.1% ということは、約半数の方が担当の相談支援専門員が配置されておりません。つまり他市では、利用者へサービスを提供している事業所が、その利用者にサービス等利用計画を作成している相談支援専門員がいるのかがわからず、どこに相談すれば良いのか、明確になっていない状況となっています。門真市では利用者一人一人に担当の相談支援専門員が配置されているので、何かあれば担当の相談支援専門員に相談すれば良いと明確になっています。

しかし門真市では、現在のところ障がいのある方に担当の相談支援専門員が付いたという土台の部分ができたと過ぎず、まだ気軽に相談できる関係づくりができておりません。これから如何に気軽に相談しやすい関係作りができるかが、今後の大きなポイントとなります。

なぜ門真市が現在のやり方を進めてきたのかについては、30 ページにあるように「将来を見据えた取り組み」があったからです。ただサービス等利用計画の達成率を 100% に近づけるための相談支援ではなく、31 ページの「なぜサービス等利用計画が利用する方全員作成なのか」を門真市障がい児者相談支援連絡会の中で真剣に検討し、「サービス等利用計画は、生活のトータルプランである」との認識のもと、それを相談支援連絡会の中で意思統一し、これまで取り組んできました。

33 ページに記載していますが、サービス等利用計画は、「障がい福祉サービス支給決定の根拠となっていること」だけではなく、「作成した生活のトータルプランを見直すために、定期的に自宅に来てくれて、身近で何でも相談できる相談員」といった重要なポストに位置する制度と門真市障がい児者相談支援連絡会では考えています。そのためにはセルフプランではなく、全ての障がいのある方に相談支援専門員の存在が必要だと考え、障がい福祉課とともに相談支援連絡会では取り組んできました。その成果が、この数字に現れています。

しかしこの取り組みの中で、発生している課題もあります。34 ページの①～⑥です。①サービス等利用計画の質の向上、②サービス等利用計画のモニタリング頻度の適正回数、③利用者から相談支援専門員への信頼が不十分、④各関係機関から相談支援専門員への信頼が不

十分、⑤相談支援専門員の担当計画作成件数が多すぎる、⑥サービス等利用計画を作成する事業である指定特定相談支援事業の継続性、先行きが見えない、です。

35 ページの①「サービス等利用計画とそれに伴う相談業務である計画相談の質の向上、サービス等利用計画の質の向上」ですね、37 ページの②「サービス等利用計画のモニタリング頻度の適正回数」についてですが、全ての障がい福祉サービスを利用する方に平成 27 年度末までに、このサービス等利用計画の作成が義務づけられたため、相談支援専門員の人員を増やす期間と、サービス等利用計画の作成期限のバランスが取れていない中で、相談支援専門員による計画作成の達成率 100%を目指し、目標に取り組んだため、モニタリングの頻度が十分に設定できない課題が明らかになっております。

門真市だけでなく、全国的にも実働している相談支援専門員の人数が少なく、他の業務と兼務している相談支援専門員も多い状況です。門真市障がい児者相談支援連絡会の中で、専従の相談支援専門員であるサービス等利用計画を作成する業務のみを行なっている相談員の中には、この計画を 1 人で 100 名前後担当し、その上新規の計画を受けている相談員は 5 名います。

受給者証発行のためにサービス等利用計画は必ず必要となっています。兼務や専従に限らず相談支援専門員の一部には受け持ち件数が多く、業務がパンクしている状態でありながらも、利用者のため新規受け入れを続けている状況にあります。

相談支援連絡会としては、1 人の相談支援専門員が多くの担当を抱え過ぎることは、相談の質を落とす原因の一つであると捉えており、「サービス等利用計画は生活のトータルプラン」として、十分な機能を発揮するために、1 人の専従相談支援専門員の担当できる件数は、介護保険のケアマネージャーで定められている上限である 35 名と同等の 35 名～45 名程度と考えています。

支援者をチームとして機能させるための体制作りや、障がい福祉サービスのコーディネートを実施する業務に限定した場合は、上限件数は 50 名～70 名と考えています。100 名以上の担当を持つことは、生活をトータルプランする相談員でもなく、コーディネーターでもない、計画書のみを作成するプランナー、書類屋となってしまうと相談支援連絡会では考えていません。

兼務の相談支援専門員も同様に、件数を多く抱え過ぎることは、相談の質を落とす原因の一つとなっており、相談支援全体の課題となっています。

そのため現状のサービス等利用計画の質の向上を目的に、利用者がサービス等利用計画を利用して、相談支援専門員と関わりが持つことができ良かったとメリットを感じてもらえる信頼関係の構築と、相談支援専門員の相談スキルの向上を目的とした、大阪府相談支援アドバイザー事業を活用した研修などの取り組みに加え、適正なモニタリングが実施できるよう相談支援専門員の人数を確保するための検討を引き続き実施していく予定となっております。

41 ページの③、42 ページの④「利用者・各関係機関から相談支援専門員への信頼が不十分」については、相談の質を改善することが信頼への第一歩と考えています。先程も述べましたが、相談支援専門員の個々のスキル向上の取り組みに加えて、現状の体制を改善することが相談の質の改善には必要です。相談支援専門員が利用者の相談に対して、十分な相談対応時間を設けた上で、アセスメントやモニタリング、相談に対応し、利用者のニーズを引き出した上で解決に向けた道筋を示すことや、各関係機関を調整して問題解決できるようチームアプローチできる体制づくりを行なっていく予定です。

44 ページの⑤「相談支援専門員の担当計画作成件数が多すぎる」については、先程述べさせていただいた内容と同じとなっています。

最後の課題である 46 ページの⑥「指定特定相談支援事業であるサービス等利用計画を作成する事業の継続性、先行きが見えない」については、障がい分野の相談支援体制全体に関する課題となっております。サービス等利用計画を作成する事業の制度としての基盤が脆弱であるがために、支給決定プロセスに相談支援専門員を導入したメリットを、サービス等利用計画に関わる人、本人、家族、サービス提供事業所、相談支援が活かす事ができていません。加えて、本来財源が異なる障がい分野の 4 つの相談支援事業である、「サービス等利用計画を作成する事業である指定特定相談支援事業」・「委託相談支援事業」・「基幹相談支援事業」・「病院や施設から地域に戻るための支援や戻った後の支援を行う一般相談支援事業」のうち、「サービス等利用計画を作成する事業である指定特定相談」がサービス等利用計画を作成するための業務のサポートを、「委託相談」・「基幹相談」の 2 つの相談支援が行わなければならない状態となっております。

これら 4 つの相談支援事業を門真市の地域に重層的に整備していくことが、門真市における相談支援の充実、障がい福祉の向上に繋がります。そのためにはサービス等利用計画を作成する事業である指定特定相談支援事業の制度としての基盤強化が望まれるところです。

49 ページと 50 ページには事業予算としての数字を載せております。一般的なケアマネージャーが担当する件数と、門真市第 4 期障がい福祉計画のサービス等利用計画を作成する事業の目標件数を予算化し比較した資料になっています。相談支援専門員の業務と類似しているケアマネージャー 8 人分の一般的な報酬である、介護保険の利用者 280 人分の計画作成報酬と、門真市の障がい福祉サービスを利用している全障がい児者 1,309 名のサービス等利用計画を作成する事業の全体予算が同等となっています。

これは全国的に同等な数字になっていますので、門真市だけが低く、門真市のサービス等利用計画を作成する事業だけが脆弱であるといった内容ではありません。全国的にサービス等利用計画を作成する事業の制度としての基盤が脆弱であることが問題となっています。

相談支援専門員に求められている機能「困りごとやこれからの暮らしを一緒に考えてくれるパートナー、身近で何でも相談できる相談員」を十分に発揮できない状況で、相談支援専門員が計画書を作る業務に追われております。

相談専門部会では、この状況を全国的に比較して同等であるから仕方が無いと考えるのではなく、相談支援専門員に求められる機能を十分に提供できないことは、サービス等利用計画を利用する障がいのある方が受ける「大きな損失」と考えています。

このサービス等利用計画が持つ全ての機能を発揮するために必要な相談体制は何か、各関係機関のどのような協力が必要なのか、相談支援専門員の人員配置として専任・兼務別に最低限何人必要なのかなどを引き続き検討し、相談専門部会として「門真市が目指すべき相談支援体制のあり方」、それに至るまでの手順を示し、その内容をサブ協議会及び本協議会の意見をふまえて進めていく予定です。

繰り返しになりますが、相談専門部会では、充実した相談支援により障がいのある人が障がい福祉サービスや生活に関する幅広い情報の提供を受け、自身が望む生活を含めた必要なニーズのアセスメントを受け、チームによる総合的なサービスを受けられることをめざしています。

相談専門部会が目指しているサービス等利用計画の本来の目的が達成され、すべての利用

者に適切なサービス等利用計画が行き渡ることにより、門真市の強みや弱点が明らかになります。

それらをもとに本協議会の部会として、障がいのある方のニーズをもとにした不足するサービス・資源の情報を蓄積し、社会資源の開発及び改善に向けた取り組みを行い、よりよい地域づくりをめざしていきます。

以上が相談専門部会からの報告になります。ご清聴有難うございました。

会 長： はい、ありがとうございました。ただ今の報告に関しまして委員の皆さん、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

C 委員： はい、先ほどの説明の中で 23 ページのところ、大阪府下の計画相談実績の一覧を見させていただいて、大阪府下の中で門真市が計画相談の実績がどのようなのか非常に説明が判りやすかったですけども、おそらく門真市の特徴として、先ほどの説明にあったようにセルフプランの方が 4 件、割合として 0.4% と少ないですけど、反対に他市では結構非常に北河内でもセルフプランの数が多くて、先ほどの説明の中では、サービス等利用計画を作る相談支援専門員数が少ないからセルフプランが多いという説明だったと思うんですけども、一方で介護保険ではケアプランをケアマネしか作れない、障がい者の制度の中では、障がい者ご本人とか家族のほうでもケアプランが作れるという制度の仕組みになっているので、例えば、中にはご本人さんとか、家族の中に自分で作りたい、自立というところで作りたい、という意見もあるのかなというところで、その辺を、数字を門真の圏域でゼロに向けてというのが目標なのか、あるいは現状でもプランを作る相談員と障がいのある方の担当配置が 100 人ということなので、なかなか相談員数をこれから将来増やしていくことが難しいという現状なので、セルフプランを作れる方にはセルフプランを作ってもらって、必要な方にきめ細かい支援を要するために相談員を置いていくみたいな考え方もあるのかなと。

その辺をこう門真市としてどのような方向、この今の 4 件をゼロにすることが目標、作成率 100% を目指すことが目標なのか、あるいはセルフプランを作れる方にはセルフプランを作ってもらって、一人一人の相談員が持つ件数をきめ細かくできる件数、100 件から少なくしていくような方向性の部分を聞かせてもらえたらと思います。

えーる： はい、これはあくまでも行政ではなく、相談支援連絡会のほうで話し合われている内容になっておりますが、やはりセルフプランをゼロにするということを目的とはしていません。作れる方は作っていただくことが必要だと思っておりますが、サービスを利用して、事業所との調整をしっかりとできる方に限定して、セルフプランを実施するという形になるので、対象となる方は非常に少ないのかなと思っております。

セルフプランっていうのはですね、このサービス等利用計画を実施する上で、一番重要な所というのがモニタリングという、各関係機関が集まりその計画がしっかりした方向に進んでいるのか、チーム支援するために集まる会議がモニタリングと考えております。そのモニタリングがセルフプランには含まれていません。セルフプランに関しては、ご自身が作られるので、すべてご自身でコーディネートできることが必要で、その重要な部分が抜け落ちています。本当に自分でコーディネートできて、自身でチームとして各関係機関を調整できる方が対象となると考えた時に、やはり件数というのが、大阪府下の 40% という数字はかけ

離れている数字と相談支援連絡会の中では考えています。

会 長： はい、よろしいでしょうか？

C委員： はい。

会 長： 他、ありませんでしょうか？はいどうぞ。

L委員： サービスを使う側の実際の立場としてお話しさせていただきます。とてもサービス等利用計画に関してはありがたいなあと、調整会議をしていただけますし、自分の知らない情報、サービス提供事業所が沢山できていたりとか、知らないサービスとかあつたりするので、そういった情報の提案もしていただけますし、ただ門真で調整会議をきちんとできているのか、というところが非常に疑問に感じています。

モニタリングもなかなかお忙しいので、使う側としては受給者証を頂かないとサービスを使えないものですから、残念ながらきちんと計画の意味を、本来本人の暮らしを改善できたりとか、子どもであっても成人であっても自立に向けてとか、何か本人にスモールステップでもなければならぬんですけど、モニタリングの面接の場面で「今のサービス利用で困っていませんか？」「はい。」「サインをもらっていいですか。」となることが多いと、手をつなぐ育成会の会員の中では話を聞いています。

そうなるといつどこで、どんなふうに私たちの暮らしについての相談であったり、調整会議をしてくださっているのか。頑張ってくださっているのだけど見えない。そう考えるとセルフプランがないという、100%に近いところは数字的には非常に頑張ったかなと思うところではありますが、100%を目指すために利用をされている方も計画の意味がわからない。

受給者証発行やサービスを利用するために、どうしても計画のところを判子を押さないとサービスを利用できないからということで、意味不明のままに相談支援事業所の方とお話されている利用者が多数いらっしゃるのではないかなと思います。そのところをしっかりと何のためにこの相談支援事業所があつて、このサービス等利用計画が作られるのか、そうなるモニタリングも概ね6ヶ月で、ほとんどの方が6ヶ月で切り替えされて、その6ヶ月がどうしてもしなければならぬ期限となっているから、なかなか1ヶ月前にとか、本当に苦しい生活だなあ、お母さんが弱いし、この辺では本当にサービス調整会議をやってほしいなと思う方でも同じように6ヶ月で回っているように感じています。

やらなければならないと思っていてくださる事は解りますけれども、実際に人数が多くてやれなかったら、先ほどC委員がおっしゃっていたように、生活が安定されている方は今のところ「来年1年はセルフプランでお願いできますか？」もありじゃないかな。その上で、しんどい生活をされている人のところを毎月のようにモニタリングを入れて、生活を改善させてあげないと、ともしんどい暮らしをさている方はたくさん門真市にはいらっしゃいます。

サービス提供、受給者証発行のために、計画が入ってきていると感じられている保護者が多いことを残念に思っていますし、もう少ししっかりこの取り組み、相談支援事業所の意味をしっかりとお母さん方に解って頂かないといけません。

どうして受給者証の発行の場所かと感じてしまうのかといいますと、とても大事なところが抜け落ちていて、先ほど西川さんのお話の中では、サービス等利用計画が「全員どうしても必要な

のか」というところでは、それぞれの人に対して生活に必要なモノを支援しますよといわれたじゃないですか。でも残念ながら門真で「移動支援は何時間ですよ」「放課後児童デイは何日ですよ」というように保護者のほうでは結構手厳しく、自分たちの暮らしにあったサービスが出てきていないって感じている保護者が多いです。

そこが一番大事なところで、サービスを利用する方、全員の作成が必要なんです。そこできちんと、その人の必要量を見定めて、障がい福祉サービスをたくさん取らなくても十分な人にはいない、障がい福祉サービスを必要な人には必要なんだよというところが、現実の暮らしの中で、生活の中で、皆さんが感じていないという現状があるということをお私達の会の話し合いの中では、いつも出てきてしまうんです。

相談支援事業所に利用計画をかけています。障がいがある子どもさんの場合で例えば、児童クラブでも高学年になると勝手に児童が判断してしまうケースがある。親は児童クラブへ行っていると思っているけれど、児童が勝手に「今日は帰ります」と言えば帰れてしまったりする。親は児童クラブへ行っていると思っているけれど、その子どもは児童クラブへ行かずに勝手に帰ってしまっている。その中で地域の公園で小学生の人と遊んでいるけれど、非常に危険を感じる。そこで相談支援の事業所が「放課後児童デイの利用日数を増やしたらどうですか？」と言うことで、お母さんとも相談したら「そうですね。」となり、でも行政に言ったら「月15日ですよ」と撥ねられました、ということになって帰ってきていますということも聞きます。そうすると、その人にとって、その暮らしが良いよねと思っても受給者証が出なかったということがあって、じゃあいつその人にあった暮らしのものが実現されるのかということが一つ。

あともう一つは、人数をたくさん抱えるがために、私は事業所として、放課後児童デイをやっている事業所の立場として思っているのですが、どこも全国的に大変なだけけれども、私たちの放課後児童デイは門真、大東、寝屋川、守口の方が利用されています。同じようなしんどい中でも大東は、モニタリングのたびに「利用者の様子はどうなっていますか」って紙などで状況を書きます、出します。調整会議をするので出席してください、保護者も来られますし、使っておられる。時間があれば学校も来てくださいます。

調整会議でしっかり当事者に関して共通、統一支援の認識が取られますので、いくら「他所ではこう言われて良いと言われていました。」「どことこの事業所ではこんな事をやっています。」など言われるよりも1回の1時間の会議が有効になります。でも門真は残念ながらゼロです、というのが現状です。1回も呼ばれていません。でも大東は毎回毎回行かせてもらっています。

障がいのある人が同じ国の事業でお金を頂いて、同じように生活するんだったら、丁寧にモニタリングをしてほしいと思っています。大変なのはわかりますけれども、やらないといけないことをやっていくと、数字を上げていくことよりもセルフプランの方もありきで、やっぱりしんどい人の生活は守っていけないではないかと思うんで、考え方としては丁寧にサービス等利用計画のあり方を受給者証のために判子を押すものと感じている保護者が沢山いる事を、どこかでスイッチを入れ替えてもらって、これは子どもの成長にとっても必要なものであるという認識をさせて頂きたいな。

私たちは手をつなぐ育成会の中では、サービス等利用計画はこういうものだから大切ですよという研修会は沢山しています。ただどもなかなかそこまで働いている方は研修会にも来られませんし、ただただ受給者証発行、サービスを使うために判子を押さなければならない。療育手帳の更新の時に判子を押さなければならないという状況になっていることをどう考えていらっしゃるのかお聞きしたいです。

えーる： 先程、最初に保護者の方がメリットを感じておられない部分に関しては相談支援連絡会でも、同じ様にとらえておりまして、46 ページにも書かしていただいているとおり、やはり導入したメリットは、先程 L 委員もおっしゃっておられた様に、支給決定のプロセスだけではない。支給決定のプロセスは今まで相談支援専門員が入ってなくても、以前からこの業務は行政でしていただいていたのですが、この支給決定のプロセスに、なぜ相談支援専門員が入ったのか、というところに関しては、やはりサービスや生活のコーディネートという部分があって、そこで初めて利用者が相談支援専門員に入ってもらって自分の暮らしが良くなったという風を感じられる部分だと相談支援連絡会でも考えています。

その為に相談支援専門員のスキルの向上と相談の現体制の部分が、1人で100名を超える人数を抱えている方もいらっしゃいますし、兼務の中でも、多く抱えている方がいらっしゃって、全体的に相談支援専門員が計画のケースを多く抱えている現状があります。この現状を改善することで、支給決定のプロセスの為にでなく、利用者の為の相談支援、利用者の為のサービス等利用計画、障がい児の為のサービス等利用計画になる事が必要と考えて、相談支援連絡会でも相談支援専門員を増やす動きをしようと、声を掛けさせてもらったり、相談支援専門員の負担が軽減する為に自らのスキルの向上と、連携力の強化に現在努めています。

相談支援専門員の体制という所を、今後連絡会の中でもしっかり話をして、先程言った優先順位ですね、先の C 委員であったり、L 委員が言われた、セルフプランというのも案かもしれません。相談支援専門員を増やすというのも案かもしれません。支給決定のプロセスを優先してきた、という事もあるかもしれませんが、そうではなく利用者から話を聴く、関係機関がチームになる、そのプロセスを優先すべきかもしれません。優先という部分をしっかり連絡会で協議して、その優先順位で門真の計画相談の在るべき姿、相談支援の在るべき姿を協議した内容を、サブ協議会・本協議会に提案させてもらいたいと思っています。

その時に優先順位の部分、何を利用者が求めているのか、行政が求めているのか、関係機関が求めているのは何か、をしっかりと精査した上で、提案をしていきたいと思っています。

会 長： 以上でよろしいですか。

えーる： はい。

事務局： よろしいですか。

会 長： どうぞ。

事務局： 先程、L 委員からご指摘がありました、放課後デイを利用できるの日数がなかなか増えないとお話がありましたが、国としては放課後等デイサービスを「療育」ととらえておりまして、保護者のレスパイト、就労支援、お子さんの安全確保と言うような意味あいの「預かり」ではないと強く指針を示すようになってきて、事業の拡大を国も懸念をしてくれている状況です。

市としても、療育が必要という日数については保障をさせてもらっていますが、子どもの安全確保、見守り、あるいは居場所というあたりや、就労支援というあたりでは、他のサービスを提供すべきという国の指針もありまして、その部分については市からも十分説明しき

れていない部分があり、誤解を与えている所もあると思いますが、国の指針を踏まえて提供させて頂きたいと思っておりますし、それに合わないサービス、預かりとか見守りという目的のサービスについては、今現在不足するようであれば、この様なサービスが不足していると、相談支援連絡会でまとめていただいて、市のほうに提示して頂ければと思っています。

えーる： 大東市のサービス担当者会議の件も、ご質問頂いているかと思しますので、門真市において、サービス等担当者会議を全件で開けていないというのは事実、L 委員がおっしゃるとおり開けていません。相談支援専門員の中で、必要と判断した方に対してサービス担当者会議を開催しているというのは聞いていますが、その割合が低くなっており、L 委員の把握されている中で現在件数が1件もない状況だったのかなと思います。この件に関しても、関係機関が顔を合わせることは大事なことで、改善していく必要があります、相談支援連絡会の中でもサービス担当者会議が実施出来るような体制が作れるのか検討をしていきたいと思っています。

会 長： 有難うございました。他、ございませんでしょうか？

私のほうから、お聞きしたい事があります。

プランに関しては、かなり頑張っておられるのが分かるが、ただ少し質的なことを高めていくという課題はあるかと思うんですけど、この資料2の2の門真市障がい児者相談者支援連絡会の今後の課題の平成29年度に向けてというところで、⑥、⑦のところかな。計画相談の相談業務を実施する中で、個々のケースから見える問題を集約し、門真市における地域課題の洗い出しというこのあたりが、かなり大事になってくるのかなあと思います。その時にも⑦で当事者団体の意見を入れて、ニーズをきちんと把握していくと書かれている。当事者の方の声を聴くということも大きな柱かなあ、と思っています。

一つ質問があるのですが、えーるの説明の中のP22の達成の所で5.1%が未達成と書かれています。その理由が他市施設入所とかグループホーム入所とかになっていますが、精神科の病院は含まれていないのですか。

事務局： はい。精神科の医療機関は含んでいなくて、すべて入所施設に現在お住まいの方の計画になっています。近隣の所で、サービス等利用計画を作成してくれる事業所を探していますが、まだ見つからず、達成できていないプランとなっております。

会 長： 他の手立てを考えるとという段階ではまだないですか？

事務局： これまで代替プランとして、市が作成するプランでも良いという時は市が作成してきましたが、それが現在なくなっていますので、事業所に頼むしかなく、現在他の手立てがない状況です。

会 長： せっかくプランから課題を見出していこうということですのでね。このあたりで特に地域移行の問題でも、ニーズがプランの中で見えて来る可能性もあると思うんですけどね。そこらへんも含めて、精神科との相談だと思うが、そのあたりを含めてプランの意味をきちっと進めて行ってもらいたいなあと思います。

事務局： ありがとうございます。

会 長： 他に、ございませんでしょうか？

K 委員： ちょっとよろしいですか。今の説明の中で、相談支援専門員の人数ですか、これが現実に足りないというふうに感じられるのですけども、今現在、相談支援専員の方が受け持っている対象者の人数と言えば、35～45 ぐらいと言っていました？相談支援専門員が1人で受け持つ人数。

えーる： 相談支援専門員が1人で受け持つ人数の理想の数が35名～45名。そのぐらいの受け持ち人数ならば、しっかりとした生活のトータルプランをサポートできる相談員として配置できるのではないかと先ほどお話をさせていただいています。しかし、実際は、専従でサービス等利用計画のみを作成してお仕事されている相談支援専門員は、1人で100名を越える人数を担当されている方がほとんどという状況です。

K 委員： 1人で、100名を抱えてらっしゃる。

えーる： はい。それで兼務の方では、それぞれの事業所の勤務体系に関係しますのでまちまちになっていますが、30～40名抱えている方もおられると聞いています。事業所の中には専従でも50名程度で抑えている事業所もあります。

K 委員： 今の人数を聞かせていただいて、介護保険のケアマネと比較していただければ、相当負担が大きいのではないかと思います。相談事業を充実させていくには、やっぱり1人の相談員が抱える受給者の人数をある程度減らしていく必要があると思うが、そこらへんについては、今後どういう手立てをもって減らすことが可能なのか、役所としてもそこらへんの事をどういう風に対応を考えておられるのか、そこらへんをお聞きしたいんですけどね。

えーる： 相談支援専門員の担当件数を減らすということについては、その原因の根本は相談支援専門員の人数が足りない、という事で考えています。まず相談支援専門員の人員の増加を考えております。ということは指定特定相談支援事業所の事業所数の増加と考えております。

現在、この指定特定相談支援事業の事業所が少ない為に、委託相談、基幹相談といった違う業務の相談支援を実施している事業所が、サービス等利用計画の作成に協力せざるを得ない状況になって、本来4つの相談機関が、重層的に立ち上がって、門真の障がい分野の相談支援をサポートする体制が必要となるが、それが崩れてしまっていると相談支援連絡会では考えていますので、やはり本来の4つの相談支援が重層的に機能していくために、指定特定相談支援事業が事業として強化されることが望まれていると思います。

事務局： 障がい福祉課としましては、サービス等利用計画を作成する相談支援専門員というのは、障がい者の相談支援に5年以上経験を積んで、その上に大阪府が実施する研修を受けた者ということになっています。

現在、今年度も市の推薦で数名、事業所から推薦を頂いた方に研修に行ってください、

相談支援専門員になれる準備をさせていただいているところでして、来年度何カ所か事業所として指定をさせていただき目処をつけ、準備をさせてもらっています。この指定は市が実施していますので、順次準備が出来次第、開設の時期をご相談して開設をし、計画を進めて頂くようにしています。

K 委員： 確かにこれは人の力でないと出来ませんのでね、機械にセットして置いてもいかんものですから、これから人を育てていってもらうと同時に、採用して現場が充実できる様に今後配慮していただくようにお願いします。

えーる： 一つ宜しいでしょうか。先ほど障がい福祉課池尻課長補佐が言われたように、障がい分野で5年の経験ですが、相談経験年数で5年となっています。施設職員での経験であれば10年が相談支援専門員になるために必要な年数になります。障がい分野で5年、10年の経験のある職員となると施設では主任クラス、施設内での主要な人材となります。そのメンバーを相談員に割くというのは施設としてはかなり難しいところがあるという事を聞いています。その中で先ほど話をさせて頂いた、制度としての弱い部分が、事業運営という部分での足かせとなっています。相談支援専門員研修を受けた方は非常に多いと聞いています。しかし実働していただく相談支援専門員が少ないというのが、全国的にも、もちろん門真においても課題になっているという状況になっております。

K 委員： 現場での5年あるいは10年と言うのは、経験を積んでおく必要があるとはなかなかねえ、一定期間講習を受けて、それなりの資格を受け取得してというケースなら別ですけど、5年10年経験を積んでいないとできないということであれば、ならなかなかその相談支援員を急に増やそうとしても出来るわけじゃない。これも今後の大きな課題ですね。それと相談支援専門員になって、業務に従事してと行った中で、業務的に言ってかなりハードやと思うんですね。そうするとそういう人が転職したいと言うようなことが、過去にはあるのですか。

えーる： 実際、今のところ辞めた理由が先ほどの理由かどうかはわかりませんが、数件退職された方はいらっしゃるの聞いていますが、感じることはなんですが、門真市の指定特定相談支援事業所というのは、門真市が指定を行う上で、かなり事業所の選定をさせていただいた上で、相談支援専門員の資格を得て事業をしておられるので、先ほど説明しました事例検討会の参加率を見ても、意識が高い相談支援専門員がいらっしゃいます。それで、やめられるというケースは門真においては非常に少ないのかなと感じてはいますが、全国的な話をさせていただきますと、若い方がアウトバーンされるという話が、大阪府の相談専門部会という相談員が集まる連絡会ではよく取り上げられる内容になっています。ベテランの方は、今までやってきたということで継続されているが、若い方はアウトバーンされるという、若くしてその業務から抜けてしまう話はよく聞きます。

K 委員： 十分考えられることですね。今の話を聴かしてもらってても、大変な業務ですけど相談支援専門員の方、頑張っていたきたいと思います。

えーる： ありがとうございます。

会 長： はい。他はよろしいでしょうか。

そうしましたら、次の議題⑤重度障害者訪問看護利用料助成事業の拡充について、ご説明をお願いします。

事務局： 東谷でございます。

それでは、私より、議題⑤「重度障害者訪問看護利用料助成事業」の拡充についてご説明させていただきます。

資料4をご覧ください。

まず、この事業の概要でございますが、居宅において療養が必要な重度の障がい者（児）の在宅医療を推進し、障がい者（児）の訪問看護の利用を促進するため、訪問看護の利用料の一部を助成するもので、大阪府から2分の1の補助を受けて事業を実施しております。この事業が拡充されることとなった経緯ですが、現在、大阪府におきまして、福祉医療費助成制度全体の再構築が検討されておきまして、その検討の中で、訪問看護ステーションと医療機関が行う訪問看護の利用者負担に差異があるのは問題であり、在宅医療の担い手が、医療機関から訪問看護ステーションへシフトしている状況を踏まえ、供給元の違いによる自己負担の差異を早急に改善する必要があるとの考えから、福祉医療費助成制度全体の再構築よりも先行しまして、平成29年1月より助成事業が拡充され、自己負担の差異が解消されたものでございます。

具体的な拡充内容でございますが、拡充内容の表をご覧ください。訪問看護ステーションが行う訪問看護の利用者負担を福祉医療助成制度に合わせ、利用料の1割負担から、1訪問看護ステーションあたり、月2日限度で、1日500円以内、ひと月あたりの負担上限額を上限なしから、2,500円となっております。助成対象者につきましては、①身体障がい者手帳1・2級の所持者、②重度知的障がい者、③中度の知的障がい者かつ身体障がい者手帳3から6級の所持者、④訪問看護指示書において「装着・使用医療機器等」の項目に該当する4歳未満の者に加え、①から③の要件を満たす後期高齢者も対象としております。

尚、訪問看護ステーションに対しましては、昨年12月15日の訪問看護ステーション連絡会にて、説明を行っており、市民への周知につきましては、1月号の市広報紙に掲載、市HPにも1月4日から掲載しております。

誠に簡単ではございますが、「重度障害者訪問看護利用料助成事業」の拡充についての説明を終わらせていただきます。以上でございます。

会 長： ただいまのご説明についてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

会 長： それでは、最後に、議題⑥、その他といたしまして、今後のスケジュールについて、事務局のご説明をお願いいたします。

事務局： 今年度の協議会は、これで終了いたします。

委員の皆様のご任期につきましては、3月31日をもって満了となりますことから、4月に入りましたら委員の推薦依頼をさせていただき、推薦に基づきまして、委員委嘱をさせていただ

きたく考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、来年度は、第5期障がい福祉計画の策定のため、協議会の開催回数といたしましては4回を予定しております。

来年度も引き続き、委嘱させていただく委員の皆様におかれましては、大変お忙しいとは存じますが、ご協力をよろしくお願い致します。

会議の日程調整につきましては、新年度に入りましてから、行いたいと存じますので、よろしく願いいたします。

会 長： はい、ありがとうございます。ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

会 長： それでは、今日予定しておりましたすべての議題が終了いたしました。
これで本日の協議会を終わらせていただきたいと思います。
長時間、どうもありがとうございました。